

# 四街道市立栗山小学校 保護者と教職員の会（PTA）会則



## [ はじめに ]

昭和56年11月「四街道市立栗山小学校保護者と教職員の会」の前身が発足し  
現在まで発展を続けてきました。

この会則は、

1. わかりやすいこと
2. ひとり、ひとりの意見や願いがよく反映されること
3. 子供たちの通っている学校を中心とした活動であること
4. 話し合いの中から勉強し合いづくりあげていくもの

を基本につくりました。

お子さまの在学する間に1度は誰でもが委員になり、会員のひとりひとりによって  
支えられているPTAにしていきたいと思います。



# 目次

## 1. 四街道市立栗山小学校保護者と教職員の会 会則

第一章	総 則	1頁
第二章	活動と方針	1頁
第三章	個人情報	2頁
第四章	会 員	2頁
第五章	経 理	2頁
第六章	組織ならびに役員	3頁
第七章	総 会	5頁
第八章	代表委員会	5頁
第九章	執行委員会	6頁
第十章	学年 PTA 集会	6頁
第十一章	任 期	7頁
第十二章	細 則	7頁
第十三章	改 正	8頁
第十四章	付 則	8頁

## 2. 四街道市立栗山小学校保護者と教職員の会 細則

1.	活動委員会規定	9頁	
2.	会計規定	9頁	
	第一章	会 計	9頁
	第二章	会計支出	10頁
	第三章	慶弔および餞別	11頁

3. 文書管理規定 .....	11頁
4. 選挙規定 .....	12頁
第一章 総則 .....	12頁
第二章 選挙管理委員会 .....	12頁
第三章 選挙 .....	13頁
第四章 会長選考会議 .....	14頁
第五章 推薦候補者会議 .....	14頁
5. 会計監査選出規定 .....	17頁
6. 青少年補導委員選出規定 .....	17頁

### **3. 保護者と教職員の会 個人情報取扱規則**

## 第一章 総則

### 第1条 (名称)

この会は、「四街道市立栗山小学校 保護者と教職員の会」という。

### 第2条 (事務所の位置)

この会は、事務所を栗山小学校内に置きます。

所在地：千葉県四街道市つくし座3丁目1番8号

### 第3条 (用語の意義)

この規則におけるおもな用語の意義は、次のとおりとする。

1. 「この会」とは、四街道市立栗山小学校 保護者と教職員の会をいう。
2. 「本校」とは、四街道市立栗山小学校をいう。
3. 「児童」とは、本校に学籍をおく児童をいう。
4. 「保護者」とは、児童に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは、後見人又は後見人の職務を行う者をいう。
5. 「教職員」とは、本校に勤務する教員・職員をいう。

### 第4条 (この会の目的)

この会は、すべての保護者と教職員が協力して、家庭と学校ならびに社会における本校児童の健全な育成を図ることを目的とします。

## 第二章 活動と方針

### 第5条 (活動内容)

この会の具体的な活動内容は、各年度に作成される活動方針により定められます。学校教育全般について話し合い協力しますが、いかなる理由があっても次のことは行いません。

1. 特定の政治団体や宗教団体を援助したり、またはそれに類する活動。
2. 他の団体から支配・強制されたり、干渉されての活動。
3. 本校の人事や組織に干渉する活動。
4. 会員の正当な活動による資金取得以外に寄付を強請すること。
5. その他、この会の目的に反したり、会員の総意を反映していない活動。

### 第6条 (活動方針)

この会は、第4条の目的を達成するため次の活動を行います。

1. 児童の生活環境を良くし、教育環境の改善充実に努めます。
2. 児童の校外における、生活指導をします。
3. 児童の健全育成を目的とする他の団体および機関とも協力し合います。
4. 公教育費の充実のためのはたらきかけをします。

5. その他、会員の発意に基づき活動をします。

#### 第7条 (活動期間)

この会の活動年度は、毎年4月1日より翌年3月末日までとします。

### 第三章 個人情報

#### 第8条 (会員の個人情報の取扱いについて)

この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

### 第四章 会 員

#### 第9条 (会員)

この会は、本校に在籍する児童の保護者及び本校に勤務する教職員が定められた手続きにより会員となります。なお、会員数の算出は、各家庭単位で行います。

#### 第10条 (権利と義務)

この会に加入したすべての会員は、次の権利と義務を持ちます。

1. すべての会員は、会費を納入する義務を持ちます。  
ただし、執行委員会が認めた場合には、会費の免除を受けることができます。
2. すべての会員は、この会則に定められた役員や委員になるための被選挙権を持ちます。
3. すべての会員は、別に定められた方法に基づき、この会則に定められた役員や委員を選挙する選挙権を持ちます。
4. すべての会員は、総会での発言権と議決権を持ちます。
5. すべての会員は、代表委員会に傍聴人として出席することができます。
6. すべての会員は、出納帳などの会計書類並びに各種の活動記録などの書類をこの会会長の許可又は役員立会いのもと、閲覧することができます。

#### 第11条 (学校長)

学校長は、この会の活動と学校運営との調整をするために第16条に定めるすべての委員会に出席し意見を述べるすることができます。

### 第五章 経 理

#### 第12条 (収入)

この会は、会員の会費、また預貯金の利息や不要となった備品の売却による収入及び、廃品

回収やバザーなどの活動により資金を取得することができます。

#### 第13条 (会費)

会費は、年額一家庭5,000円とします。(但し、会員の転入、転出の際の基礎となる月額PTA会費を420円とします)

#### 第14条 (会計)

この会の会計は、年度毎に定められる活動方針と予算書に従い処理されます。出納手続きについては、別に定めます。

#### 第15条 (決算)

この会の決算は、各年度毎に行い、会計監査による会計監査修了後、総会で審議承認を受けます。

## 第六章 組織ならびに役員

#### 第16条 (組織)

この会の運営は、次の組織により行われます。

##### 1. 総会

この会の最高議決機関です。

##### 2. 代表委員会

総会での決定事項およびこの会の目的・活動方針にそって運営方法や内容について、審議・検討する議決機関です。

##### 3. 執行委員会

代表委員会により決定された活動内容を実行する執行機関です。

##### 4. 活動委員会

執行委員会の下部組織として、代表委員会で議決された各種の活動を実践する機関です。

##### 5. その他

代表委員会にその都度申請し承認を受け設置することができ、原則として執行委員会下におかれます。

#### 第17条 (役員・委員)

この会に、次の役員ならびに委員を置きます。

##### 1. 執行委員(役員)

別に定める選挙規定により選出され、執行委員会のメンバーとなります。

会計監査、青少年補導委員及び学年役員との兼任はできません。

- (1) 会長……………保護者会員より1名

この会の代表者であると共に、執行委員会の代表者としての役割を持ち、すべての活動についての調整を図ります。

(2) 副会長……………保護者会員より2名、教職員より1名  
会長を補佐し、会長不在の場合にはその代行者となります。また、代表委員会で決定された各種の活動を実行するときの、取りまとめ役や推進役となります。

(3) 執行委員……………保護者会員より4名  
会長を補佐し、代表委員会で決定された各所の活動を実行するときの、とりまとめ役や推進役となります。また、会計処理や、会員の入退手続きなど全体に係わる事務処理を行うほか、各種広報活動を担当します。

2. 会計監査……………保護者会員より2名  
別に定める方法により選出され、執行委員会が作成する決算書を監査し、その結果を会員に報告する責任を持ちます。なお、在任期間中は執行委員、青少年補導委員及び学年役員との兼任はできません。

3. 青少年補導委員……………保護者会員、教職員会員よりそれぞれ1名  
別に定める方法により選出され青少年補導委員となります。  
四街道市教育委員会より、青少年補導委員として委嘱を受け、毎月センター補導による街頭パトロールや学区(四街道北中学校区)による地区補導活動を行います。  
また、青少年育成センターによる列車補導や研修会に参加し、その結果を会員に報告する責任をもちます。  
なお、在任期間中は執行委員、会計監査及び学年役員との兼任はできません。

4. 学年役員……………保護者会員より4名以上  
各学年の会員相互の協議で決定された方法により選出されたものを学年役員とします。そのメンバーの中から1名学年長を選出し、原則代表委員会に出席します。学年活動を実行するときの、取りまとめ役や代表委員会・執行委員会と会員との橋渡し役としても活動します。  
また、活動委員会のメンバーとして、代表委員会で決議された各種の活動を実践します。執行委員、会計監査及び青少年補導委員との兼任はできません。  
次年度の役員構成人数は、前年度の代表委員会にて審議を行い決定します。

5. その他

(1) すべての会員は、この会を運営するための活動に協力をする義務を持ちます。

## 第七章 総会

### 第18条 (総会の構成)

総会は、会長が招集することによって開催され次のように運営します。

1. 総会は、家庭数の1/5以上の出席をもって成立します。
2. 議事は、出席者の互選により選出された議長が進行します。
3. 議事は、出席者の過半数の賛成により可決されます。  
ただし、賛否同数の場合は議長が決定します。

### 第19条 (総会)

総会は、定期総会および臨時総会とし、この会の最高議決機関として次の役割を果たします。

1. 定期総会は年度初めに開催され、次の事項を審議決定します。
  - (1) 執行委員、会計監査及び青少年補導委員の承認をします。
  - (2) 前年度活動報告と決算書の審議と承認をします。
  - (3) 新年度活動方針と予算書の審議と承認をします。
  - (4) 会則の改廃について審議決定します。
  - (5) その他、会の運営に必要なことがらの審議をします。
2. 臨時総会は、代表委員会が必要と認めたととき、または会員の1/10以上の要求があったときに開催され必要なことがらを審議決定します。

## 第八章 代表委員会

### 第20条 (代表委員会の構成)

代表委員会は、会長が招集することによって開催され、次のように運営します。

1. 定例代表委員会は、原則として隔月に1回開催します。
2. 会長が必要と判断した時、または代表委員会が必要と認めたと時には、いつでも臨時代表委員会を開催することができます。
3. 代表委員会の構成メンバーは、学年より1名、教職員会員1名、各委員長とします。メンバー数の1/2以上の出席により成立します。原則として欠席の場合は他の役員をたてます。
4. 議決は、出席者数の過半数の賛成により有効となります。
5. 会長を含む執行委員会は、すべての代表委員会に全メンバーまたは代表者を出席させ、必要な提案や報告、説明を行うと共に意見を述べるすることができます。  
ただし、議決に参加することはできません。
6. 代表委員会は公開とし、会員の誰でも自由に傍聴することができます。傍聴者であっても議長の許可を得て、自由に意見を述べるすることができますが、議決には参加できません。
7. 代表委員会における議事内容は、印刷の上会員に報告されます。

## 第21条 （代表委員会）

代表委員会は、この会の議決機関として次の役割を果たします。

1. 代表委員会の議長団(若干名)を互選で選出します。
2. 総会に提出する議案の審議をします。
3. その他、代表委員会メンバーや執行委員会から提出、提案された議題について審議決定します。
4. 執行委員(役員)が事情により欠員となった場合、新役員を決定します。
5. 細則を審議決定します。

## 第九章 執行委員会

### 第22条 （執行委員会）

執行委員会は、会長が招集することによって開催され、この会の執行機関として次の役割を果たします。

1. 代表委員会に、提出する議案の作成をします。
2. 代表委員会に対し、運営上必要な各種の提案や報告を行います。
3. 各活動委員会に対し、運営上必要な各種の提案や意見を述べることができます。
4. この会の活動内容を会員全員に知ってもらうため、印刷物を発行するなどの各種広報活動を行います。
5. 総会で承認された予算に基づき、金銭の出納事務を実施すると共に、必要な会計処理を行います。
6. 会員の入退会手続きや名簿の管理など、会全体に関わる事務処理を行います。
7. 四街道市PTA連絡協議会や他のPTA組織との連絡窓口として機能します。

## 第十章 学年PTA集会

### 第23条 （学年集会）

各学年PTA集会は、会員と教職員が協力し合い次の運営を行います。ただし、状況により運営できない場合は教職員と協議のうえこの限りではありません。

1. 学年PTA集会は、会員によって構成され、この会すべての活動の基礎となり、会員相互の意見交換の場です。
2. 学年役員を中心に自主的に活動を行います。会員は、学校との共通理解のもとで学年役員に協力して学年PTA集会を充実させます。
3. 総会で定められた予算により活動を行います。

## 第十一章 任期

### 第24条 (任期)

第17条に定められた役員ならびに委員の任期は、次の通りとします。

1. 執行委員(役員)

定期総会から翌年の定期総会までの1年間とします。

この間は、とくに事情がない限り他の会員と交代することができません。ただし、入学式での会長挨拶は、信任を受けた新会長が行うものとします。

2. 会計監査

定期総会から翌々年の定期総会までの2年間とします。

この間は、とくに事情がない限り他の会員と交代することができません。

3. 学年役員

定期総会から翌年の定期総会までの1年間とします。ただし、選出母体である各学年において、承認されている場合には年度の途中で他の会員に交代することができます。

4. その他、協力員等

活動年度の範囲内で、必要に応じ定められます。

### 第25条 (再任)

第17条に定められた役員ならびに委員の再任は、次の通りとします。

1. 再任は、1家庭で通算します。

2. 執行委員は、連続・非連続を問わず2期までとします。

ただし、本人が希望する場合は、この限りではありません。

3. 会計監査は、連続・非連続を問わず2期までとします。(2年間で1期とします)

4. 青少年補導委員は、連続・非連続を問わず2期までとします。

ただし、本人が希望する場合は、この限りではありません。

5. 学年役員は、連続・非連続を問わず3期までとします。

ただし、本人が希望する場合は、この限りではありません。

6. 学年役員の任期には、執行委員・会計監査・青少年補導委員の任期も加えて通算します。

また、臨時委員会が発足された場合には、その任期も加えて通算します。

## 第十二章 細則

### 第26条 (細則)

この会の運営に必要な細則は、次の通りとします。

1. この会を円滑に運営する為、別途細則を定めます。

2. この会の運営上必要な細則は、会則に基づき代表委員会の議決を経て定めることが出来ます。

3. 執行委員会は、細則が制定または、改廃された場合はその結果を会員すべてに報告し

なければなりません。

## 第十三章 改正

### 第27条 (改正)

この会則は、総会において、出席者の過半数の賛成がなければ改正することができません。

## 第十四章 付則

### 第28条 (付則)

この会則は、昭和56年11月14日より実施されます。

昭和59年	5月12日	一部改正
昭和60年	5月11日	一部改正
昭和62年	5月9日	一部改正
平成元年	1月28日	一部改正
平成元年	4月22日	一部改正
平成3年	4月1日	一部改正
平成9年	10月24日	一部改正
平成11年	4月1日	第10条改正
平成14年	2月15日	一部改正
平成14年	4月26日	第21条改正
平成15年	4月25日	一部改正
平成18年	1月23日	第6章第14条一部改正
平成18年	4月27日	第13条・第14条・第17条・第21条・第24条一部改正
平成20年	5月1日	一部改正
平成24年	10月11日	第六章第14条・第十一章第21条追記
平成25年	4月25日	一部改正
平成26年	4月24日	一部改正
平成27年	4月23日	第六章第14条一部改正
令和3年	4月17日	改編
令和4年	4月16日	第17条一部改正

# 四街道市立栗山小学校 保護者と教職員の会 細則

## 1. 活動委員会規定

### 第1条 <目的>

この細則は、会則第16条に基づき、適正かつ円滑な運営を行うために定めます。

### 第2条 <組織>

通年活動を行う活動委員会（常設委員会）と必要に応じて臨時的に組織する委員会（臨時委員会）とします。

### 第3条 <常設委員会>

常設委員会は、次のとおりとします。

くりっこ委員会・校外指導委員会・文化委員会とします。

付 記 平成14年 2月15日 制定

平成18年 3月 6日 第3条一部改正

令和 3年 4月17日 第1条一部改正

## 2. 会計規定

### 第一章 会計

### 第1条 <目的>

この規定は会則第14条にもとづき、資金の適正な運用と会計の公正な処理を行うために定めます。

### 第2条 <執行委員会の責任>

執行委員会は、この会における資金の適正な運用、会計の適正な処理、及び予算の執行統制について責任を負います。

### 第3条 <会費の徴収>

会則第13条にもとづき納入される会費は、年1回の徴収とします。

### 第4条 <予算の補正並びに流用>

止むを得ない場合、予算の補正並びに流用を代表委員会にて決定することができます。ただし、決算時に総会での承認を受けねばなりません。

第5条 <仮払い制度>

各常設委員会には、予算にもとづきあらかじめ該当予算額を仮払いすることができます。事後、常設委員会は速やかに清算を行なわねばなりません。

第6条 <収支の記録>

この会の収支については、その状況を正確明瞭に把握できるよう記録しなければなりません。

第7条 <証拠書類の添付>

会計収支には、その裏付けとして事実を証明する証拠書類を添付しなければなりません。

第8条 <書類の保存>

会計書類の保存は、次の通りとします。

- (1) 金銭出納簿 . . . . . 3年間
- (2) 領収書つづり . . . . . 3年間
- (3) 会費領収書類 . . . . . 3年間

第9条 <学年活動費>

- 1. 学年活動費は児童1人あたりの基本額×児童数（教職員を含む）とする。
- 2. 基本額については、年度ごとに、執行委員会にて検討し決定する。

付 記 昭和57年 5月 8日 第3条一部改正  
昭和63年11月12日 第3条改正  
平成 5年 1月23日 会則改定に伴う改正  
平成14年 2月15日 第9条追記  
平成24年12月13日 第9条改正  
平成26年 4月24日 第9条一部改正  
令和 3年 4月17日 第1条・第3条一部改正  
令和 4年 3月 3日 第3条一部改正

## 第二章 会計支出

P T A活動にかかわる支出に対して、下記のように定めます。

第1条 <交通費>

四街道市内 原則として支払わない。  
四街道市外 公共交通機関利用実費を支払う。

第2条 <経費>

- (1) 栗山小PTAを代表して、公式行事等に参加する場合の費用を支払う。
- (2) 慰労的な行事、非公式行事に関する費用は支払わない。
- (3) 予算計上していない経費については、執行委員会にて決定し、後日代表委員会に報告するものとする。

付 記 昭和57年 6月19日 制定  
 平成 6年11月19日 第3条一部改正  
 平成13年 3月 3日 一部改正

### 第三章 慶弔見舞金

第1条 慶弔金は次の通りとします。

- (1) 在校生死亡の場合 10,000円
- (2) 会員死亡の場合 10,000円
- (3) 教職員の配偶者および一親等の親族死亡の場合 5,000円

第2条 削除

第3条 その他、特別な事情による慶弔、災害見舞いの場合は、執行委員会にて決定し、代表委員会に速やかに報告するものとします。

付 記 平成 9年 1月18日 慶弔規定改正  
 令和 6年 7月 4日 餞別規定改定

## 3. 文書管理規定

第1条 <目的>

この規定は、会則第22条に基づき、文書管理・保存期間を明確にし、個人情報保護及び流出を防ぐために定めます。

第2条 <書類の保存>

- (1) 会則及び会則改正に伴う資料・・・・・・・・・・永年
- (2) 総会要項・・・・・・・・・・永年
- (3) PTA通信・・・・・・・・・・3年間
- (4) 活動委員会通信・・・・・・・・・・3年間
- (5) 活動計画書・報告書・・・・・・・・・・3年間
- (6) 記念行事に関する資料・・・・・・・・・・永年
- (7) 会員名簿・・・・・・・・・・年度終了まで（次年度破棄）

- (8) 役員カード・・・・・・・・対象となる児童の卒業・転出に伴い破棄
- (9) 入会申込書・・・・・・・・対象となる児童の卒業・転出に伴い破棄
- (10) その他、会長が必要と判断したもの・・・・・・・・永年

付 記 平成20年 3月 5日 制定  
令和 3年 4月 17日 第1条一部改正

## 4. 選挙規定

### 第一章 総則

#### 第1条 <目的>

この細則は、会則第17条に基づき、役員選挙を公平に行うことを目的とします。

#### 第2条 <選挙権>

会則第9条にもとづく会員は選挙権及び被選挙権を有します。

### 第二章 選挙管理委員会

#### 第3条 <設置>

選挙の管理ならびに事務を行うために、選挙管理委員会を設置します。

#### 第4条 <設置手順>

選挙管理委員会の設置については、必要に応じて代表委員会にて決定します。

#### 第5条 <構成>

選挙管理委員会は他学年に在校生のいない6学年の4名をもって構成します。

#### 第6条 <組織>

選挙管理委員会には、互選により、正副委員長、書記、会計を置きます。

#### 第7条 <委員長の役割>

選挙管理委員会の委員長は、会を招集し、その司会をつとめ、副委員長は委員長を補佐し、書記は会の記録をとり、会計は金銭等の管理をします。

#### 第8条 <任務>

選挙管理委員会は次の任務を遂行します。

1. 選挙の公示
2. 会員名簿による選挙人の確認
3. 立候補の受付
4. 選挙公報の発行
5. 投票及び開票の管理
6. 信任投票及び開票の管理
7. 候補者推薦の管理
8. 当選の確認と発表
9. その他選挙に必要な事項

#### 第9条 <任期>

選挙管理委員会の任期は、設置から総会までとします。

#### 第10条 <禁止事項>

選挙管理委員会の委員は、その関与する選挙に立候補したり、特定候補の選挙活動を行ってははいけません。また、職務上知り得た個人情報等を口外してはいけません。

### 第三章 選挙

#### 第11条 <立候補>

会長あるいは他の役員に立候補する会員は、選挙管理委員会の定める期間内に定められた手続きに従って、立候補の届け出をしなければなりません。

#### 第12条 <信任投票>

会長および他の役員それぞれについて、立候補が定数の場合は、信任投票を行います。

#### 第13条 <選挙>

立候補者が定数を超えた場合は投票を行い、得票数が高い候補から順に当選とします。

#### 第14条 <推薦候補>

立候補者が定数に満たない場合は、会長選考会議ならびに推薦候補者会議で選出された役員候補について定期総会において承認を受けます。

#### 第15条 <投票>

この規定による投票は、一家庭一票の直接投票とします。

#### 第16条 <信任投票による当選>

信任投票は、得票数が有効票数の過半数をもって当選とします。

第 17 条 <役員決定>

選挙で当選、あるいは信任された 6 名で、互いに話し合い、会長以外の役職を決めます。

## 第四章 会長選考会議

第 18 条 <設置>

会長への立候補がない場合、選挙管理委員会はだちに会長候補の選考を行うために会長選考会議を設置します。

第 19 条 <構成>

会長選考会議は学年長 1 名、執行委員若干名、教職員会員若干名をもって構成します。

第 20 条 <組織>

会長選考会議には、互選により、正副議長、書記を置きます。

第 21 条 <議長の役割>

会長選考会議の議長は必要に応じて会議を招集し、その司会を務め、副議長は議長を補佐し、書記は会の記録をとります。

第 22 条 <任務>

会長選考会議は 1 名の会長候補を選出します。

第 23 条 <任期>

会長選考会議の任期は、設置から会長信任までとします。

第 24 条 <禁止事項>

会長選考会議の構成員は、会長候補となることはできません。また、職務上知り得た個人情報等を口外してはいけません。

## 第五章 推薦候補者会議

第 25 条 <学年推薦候補>

会長以外の役員への立候補が定数に満たない場合、各学年の学年役員は教職員会員の協力のもと学年単位で話し合いを持ち、所定数の候補者を選挙管理委員会へ推薦します。

第 26 条 <推薦候補者数>

学年の話し合いにより、各学年のクラス数以上の候補者を推薦します。推薦候補者数には、

当該学年からの立候補および会長候補を含めます。

第 27 条 <推薦候補者会議>

前項により決定した推薦候補者は、選挙管理委員会が招集する推薦候補者会議に出席するものとします。欠席の場合は、この会議の決定に従うものとします。

第 28 条 <会議の目的>

推薦候補者会議で、定数あるいは不足数の推薦候補者を決定します。

第 29 条 <出席者>

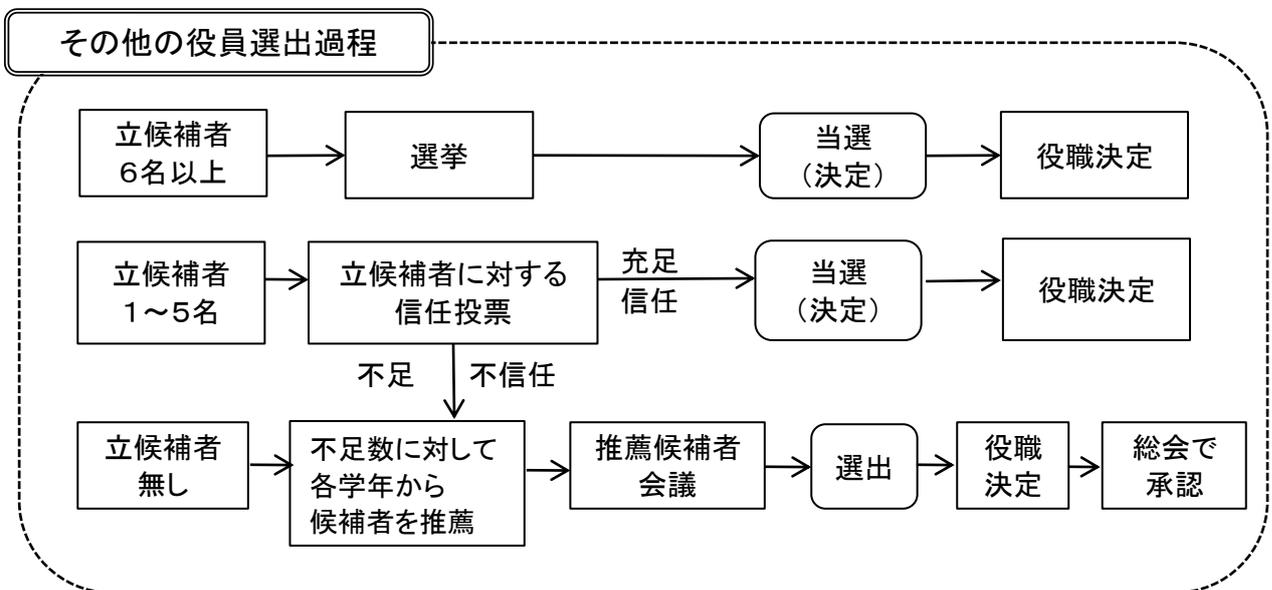
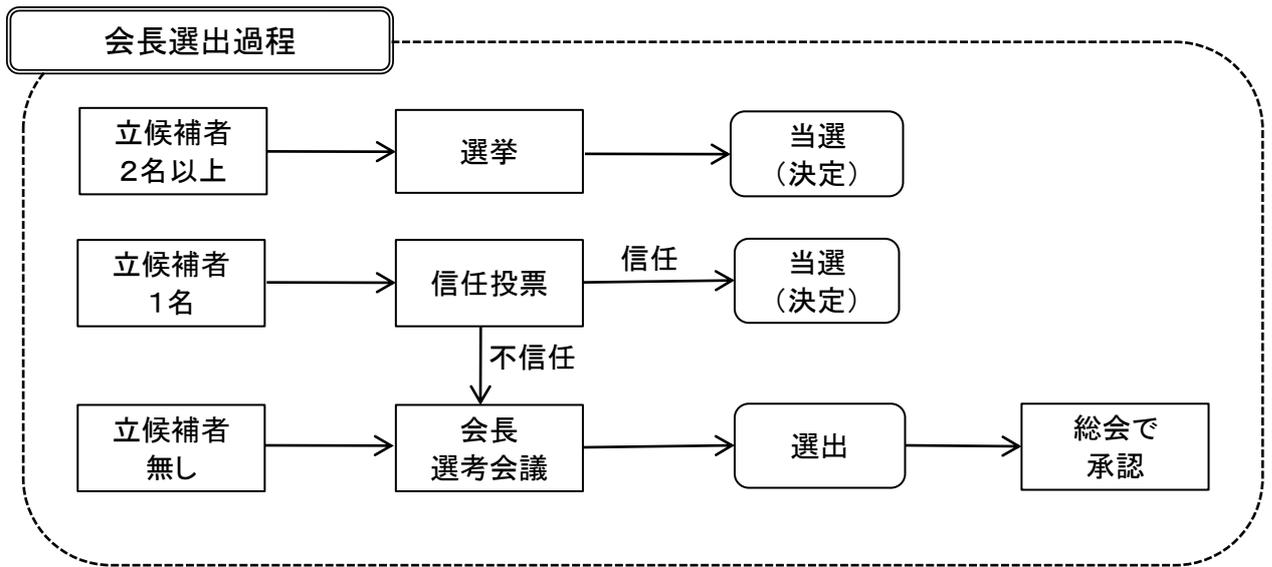
推薦候補者会議には、選挙管理委員が同席し、司会進行を務めます。

第 30 条 <会長の同席>

次期会長候補が既に信任又は選出されている場合、次期会長がこの会議に同席することを妨げません。

付 記	平成 元年	1月28日	改定
	平成 5年	10月16日	第3条一部改正・第9条1項改正
	平成10年	11月 7日	第9条1項・第11条1項・2項改正
	平成14年	2月15日	第3条2項・第4条1項改正
	平成16年	9月 6日	全面改定
	平成18年	3月 6日	第19条一部改正
	平成18年	7月10日	第14条・第19条一部改正
	平成20年	3月 5日	第19条・第21条・第30条一部改正
	平成20年	5月15日	第5条一部改正
	平成22年	3月 4日	第6条・第7条一部改正
	平成26年	4月24日	第25条一部改正
	令和 3年	4月17日	第1条・第2条一部改正

## 役員選出の流れ



## 標準的役員選出タイムテーブル

9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
選挙準備 開始	公示 立候補受付 信任投票 選挙			会長決定	推薦候補者 会議	役職決定	総会で承認
	会長選考会議						
学年での話し合い							
				学年推薦候補 決定			

## 5. 会計監査選出規定

### 第1条 <目的>

この細則は、会則第17条に基づき、候補者の選出を公平に行うことを目的とします。

### 第2条 <立候補資格>

会則第9条にもとづく会員は、立候補する資格を有します。

### 第3条 <会計監査選出委員会>

選出の管理ならびに事務を執行委員会が行ないます。

### 第4条 <会計監査選出委員会の任務>

1. 立候補の受付
2. 候補者の選出
3. 候補者の発表

### 第5条 <会計監査選出委員会の任期>

設置から総会までとします。

### 第6条 <立候補>

立候補する人は、会計監査選出委員会の定める期間内に定められた手続きに従って、立候補の届出をしなければいけません。

付 記 平成14年 3月 1日 追記

平成25年 4月25日 一部改正

令和 3年 4月17日 第1条・第2条一部改正

## 6. 青少年補導委員選出規定

### 第1条 <目的>

この細則は、会則第17条に基づき、役員の選出を公平に行うことを目的とします。

### 第2条 <立候補資格>

会則第9条にもとづく会員は、立候補する資格を有します。

### 第3条 <青少年補導委員選出委員会>

選出の管理ならびに事務を執行委員会が行ないます。

### 第4条 <青少年補導委員選出委員会の任務>

1. 立候補の受付

2. 役員候補者の選出
3. 役員候補者の発表

第5条 <役員選出委員会の任期>  
設置から総会までとします。

第6条 <立候補>  
役員に立候補する人は、青少年補導委員選出委員会の定める期間内に定められた手続きに従って、立候補の届出をしなければいけません。

付 記 平成20年 3月 5日 制定  
令和 3年 4月17日 第1条・第2条一部改正

第1条 (目的)

四街道市立栗山小学校保護者と教職員の会（以下、「この会」という）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という）の取扱いについて定めるものとする。

第2条 (責務)

この会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、P T A活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第3条 (管理者)

この会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

第4条 (取扱者)

この会における個人情報データベース取扱者は、役員・各委員会委員長とする。

第5条 (秘密保持義務)

個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第6条 (収集方法)

この会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

第7条 (周知)

個人情報取扱いの方法は、総会資料や広報誌等で会員に周知する。

第8条 (利用)

取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

1. P T A会費の集金業務、管理業務
2. その他の文書の送付
3. 役員・会計監査・会員・常任委員・学年等の名簿の作成
4. 委員選出、並びに本部役員等推薦活動
5. 広報誌、会報誌、P T Aホームページへの掲載

#### 第9条（利用目的による制限）

この会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

#### 第10条（管理）

個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

#### 第11条（保管及び持ち出し等）

個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

#### 第12条（第三者提供の制限）

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
3. 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

#### 第13条（第三者提供に係わる記録の作成等）

この会は、個人情報を第三者（第12条第1号から第4号の場合を除く）」に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 提供する対象者の氏名
3. 提供する情報の項目
4. 対象者の同意を得ている旨

#### 第14条（第三者提供を受ける際の確認等）

第三者（第12条第1号から第4号の場合を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 第三者が個人情報を取得した経緯
3. 提供を受ける対象者の氏名
4. 提供を受ける情報の項目
5. 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

#### 第15条（情報の開示）

この会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

#### 第16条（漏えい時等の対応）

個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

#### 第17条（研修）

この会は、役員・常任委員長・会員・常任委員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

#### 第18条（苦情の処理）

この会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

#### 第19条（改正）

法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則 本規則は、令和3年4月17日より施行する。